

伊勢原市競争入札参加資格者実態調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、不良不適格業者の参入を防止し、公共工事等の品質や適正な競争を確保するため、伊勢原市の競争参加資格者名簿に登載された者(以下「登録業者」という。)について、その登録内容の実態調査を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(調査対象)

第2条 実態調査を実施する登録業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内に本店を有する者
- (2) 市内に支店、営業所等の受任地を有する者

(調査員)

第3条 調査員は、市職員もって充てる。

(調査の時期)

第4条 調査の時期は、契約主管課長が随時決定するものとする。

(調査内容)

第5条 実態調査は、伊勢原市競争入札参加資格者登録内容実態調査基準(別表)に基づき行うものとする。

(報告)

第6条 調査員は、実態調査を実施したときは、伊勢原市競争入札参加資格者登録内容実態調査票(別記様式)により契約主管課長へ報告するものとする。

(改善要請)

第7条 市長は、実態調査の結果、不良又は不適格な内容が確認された場合においては、文書により改善の要請をするものとする。

(資格の取扱い)

第8条 前条に規定する改善の要請を行ったときは、文書による改善報告がされ、改善が確認されるまでの間は、その登録業者の入札への参加を認めないものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

伊勢原市競争入札参加資格者登録内容実態調査基準

項目	基準
①事業所等の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・自社所有又は賃貸等による物件であり、専用の事業所のスペースが確保されていること。 ・住宅と併用している場合は、事業所の機能を有するスペースが確保されていること。 ・他社と共用している場合は、他社と分離独立されていること。
②看板・表札の表示	表示が外観上確認できること。
③事務機器等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・契約印、電話、机、帳簿、事務什器等を備え、契約事務が行われていること。 ・電話が自社専用であり、常時転送しないこと。また、他社へ転送していないこと。
④公共料金	事業所等の公共料金(電気、水道、電話)の直近の支払いが、本店又は事業所等の名義でされていること。(住宅と併用している場合は、事業所等の実態を調査のうえ総合的に判断する。)
⑤営業活動に係る人的配置	事業所等に常勤の役員又は自社と直接かつ恒常的な雇用関係にある常勤の社員が配置されていること。常勤とは、特別の理由がある場合を除き、常時、事業所等に勤務していることをいう。市外の本店等と兼務になっているものは常勤と認めない。
⑥出勤簿等の備付	社員の出退勤を管理する出勤簿等を備え、使用していること。
⑦法で定める標識	【工事】 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法に定める標識を掲示していること。
	【コンサル】 <ul style="list-style-type: none"> ・測量は測量法に定める標識を掲示していること。 ・建築設計は建築士法に定める標識を掲示していること。

③事務機器等の設置状況	<p>【契約印】 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 ()</p> <p>【電話】 <input type="checkbox"/>有 (転送して <input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない) <input type="checkbox"/>無 ()</p> <p>【机・椅子】 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 【帳簿類】 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>【パソコン】 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p>
④公共料金	<p>【電気】 <input type="checkbox"/>本店・事業所 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>【水道】 <input type="checkbox"/>本店・事業所 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>【電話】 <input type="checkbox"/>本店・事業所 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>
⑤営業活動に係る人的配置	<p>役員 人</p> <p><input type="checkbox"/>常勤性が確認できる <input type="checkbox"/>常勤性が確認できない</p> <p><input type="checkbox"/>常勤性に疑義がある</p> <p>社員 人</p> <p><input type="checkbox"/>常勤性が確認できる <input type="checkbox"/>常勤性が確認できない</p> <p><input type="checkbox"/>常勤性に疑義がある</p>
⑥出勤簿等の備付	<p>社員の出退勤の管理方法</p> <p><input type="checkbox"/>出勤簿 <input type="checkbox"/>タイムカード <input type="checkbox"/>賃金台帳 <input type="checkbox"/>なし</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>
⑦法で定める標識	<p><input type="checkbox"/>掲示している (<input type="checkbox"/>建設業法 <input type="checkbox"/>測量士法 <input type="checkbox"/>建築士法)</p> <p><input type="checkbox"/>掲示していない</p> <p>※建設業法、測量士法、建築士法で定める標識に限る。</p>
⑧その他	

5 調査結果

調査結果	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不良または不適格 <input type="checkbox"/> その他
備考	